

# 【受注型企画旅行取引条件書】

ネットランド株式会社  
千葉県美浜区打瀬 1-5 パティオス 7-417  
社団法人全国旅行業協会正会員

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、おお客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びにおお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する旅行計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

## 2. 契約の申込み

- (1) 当社がおお客様に交付した企画書面の内容に契約を申込みとするおお客様は、当社所定の申込書に記入の上、当社が定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
  - (2) 当社は同一のコースにおいて、参加しようとする複数のおお客様および団体・グループを構成するおお客様(以下「構成者」といいます。)が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者(以下「契約責任者」という。)との間で行ないます。
  - (3) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
  - (4) 当社は、契約責任者が構成者に対し現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。
  - (5) 当社は、契約責任者が団体、グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
  - (6) 20歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。
  - (7) 70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なわれている方、身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方は、その旨を申込み時に当社にお申し出ください。この場合、医師の診断書をご提出いただく場合がございます。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- なお、おお客様からお申し出に基づき、当社がおお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。

## 3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- ①おお客様が他のおお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
- ②前条(6)(7)の申し出のあった場合であって、おお客様の参加のために必要な措置が講じられないとき。
- ③当社の業務上の都合があるとき。

## 4. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結するときは、前(1)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は契約責任者にその旨を記載した契約書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該契約書面を交付した時に成立するものとします。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料若しくは違約金の一部として取扱います。

## 5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、おお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を確定できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するおお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれを回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合おお客様は、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないとき変更後に説明します。

## 9. 旅行契約の解除または参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除

### (1) お客様の解除権

A. お客様が旅行契約を解除または参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

#### (イ) 国内旅行の場合

解約の時期	申し受ける料金の内容	
	当社が手配に着手する前	当社が手配に着手した後
旅行出発日の21日前まで	旅行引受書の「旅行代金の見積予算」欄に記載の企画料金	左記の企画料金
旅行出発日の8日前まで		旅行代金の20%
旅行出発日の2日前まで		旅行代金の30%
旅行出発日の前日まで		旅行代金の40%
旅行出発日の当日		旅行代金の50%
無連絡及び旅行開始後の解除		旅行代金の100%

#### (ロ) 海外旅行の場合

解約の時期	申し受ける料金の内容	
	当社が手配に着手する前	当社が手配に着手した後
旅行出発日の41日前まで	旅行企画書面の「旅行代金の見積予算」欄に記載の企画料金	左記の企画料金
旅行出発日の31日前まで☆		旅行代金の10% (下記☆参照)
旅行出発日の3日前まで		旅行代金の20%
旅行出発日の当日まで		旅行代金の50%
無連絡及び旅行開始後の解除		旅行代金の100%

☆海外旅行において4/27～5/6、7/30～8/31、12/20～1/7に旅行を開始する場合、出発日の31日前まで上記料金が必要になります。

- (ハ) 国内旅行においては貸切り船舶を利用する場合、海外旅行においては貸切り航空機を利用する場合と本邦出国時及び帰国時に船舶利用する場合は、当社の旅行業約款に準拠します。

B. お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- 旅行開始日又は終了日の変更
- 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- 運送機関の種類又は会社名の変更
- 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- 宿泊期間又は名称の変更
- 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

②旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑥お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することのできなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2) 当社の解除権

お客様から当社所定の日までにご旅行代金をお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除されたものとみなします。この場合、お客様は当社に対し前項の取消料に相当する額の違約料をお支払いいただくこととなります。

## 10. 当社の責任

(1) 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行は14日以内に、海外旅行は21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 11. 特別補償

当社は、お客様が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事由により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です。）として支払います。当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

## 1 2. 旅程保証

旅行日程下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型旅行契約の部）の規程によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1. 0	2. 0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
8. 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1. 0	2. 0

## 1 3. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 1 4. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合には、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## 1 5. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券・査証が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行って下さい。

## 1 6. 海外危険情報について

渡航先（国または地域）によって外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。海外渡航関連情報は、外務省海外安全相談センターなどでもご確認いただけます。

外務省海外安全相談センター（TEL：03-3580-3311 URL：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）

## 1 7. 保健衛生について

渡航先（国または地域）の衛生状況については、厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」ホームページでご確認下さい。（URL：<http://www.forth.go.jp/>）

## 1 8. 海外旅行保険の加入について

ご旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な支払いの場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の保険に加入されることをお勧めします。

## 1 9. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお伺い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 2 0. 燃油サーチャージについて

燃油サーチャージとは、燃油に関連する原価水準の異常な変動に対処するために、一定期間、一定の条件下に限って航空各社が国土交通省航空局に申請し許可を受ける、航空料金には含まれない付加的な運賃であり、金額は利用航空会社、利用区間によって異なり、利用する旅行者全てに課せられます。

## 2 1. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

## 2 2. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。